

令和4年度第1回北広島市特定ホテル建築規制審議会会議録

日 時	令和5年2月7日(火) 14時00分 ~ 14時40分
会 場	市役所3階会議室3D
出席委員	櫻井委員、佐藤委員、鈴木委員、深村委員 (五十音順)
欠席委員	成田委員
市出席者	(市建設部) 新田建設部長、吉岡建築課長、中島参事、石川技師
傍聴者	0名

1 開 会

- 委員5名中4名が出席していることから、審議会が成立していることを報告。
- 議事が始まるまで事務局で進行。

2 委嘱状の交付

委任状は後日お渡しする。

3 会議の公開・非公開について

会 長：前回の審議会同様、今回の審議会も公開とし、会議録の公表については、  
発言者の氏名を伏せて要旨のみを公表することによいか。

【異議なし】

4 会議録署名委員の指名

- 審議会毎に五十音順で指名する旨を説明し、鈴木委員を指名。

5 申請建築物の概要と手続き状況について

- 事務局より、資料1を使用し、申請建築物の概要とこれまでの経緯経過を説明。

【質問・意見なし】

6 説明会結果報告書及び近隣住民からの意見書について

- 事務局より、資料2を使用し、12月24日開催の説明会で出た質疑内容を説明。

会 長:本審議会は、申請のホテルが特定ホテルに該当するか否かを判断する際、規則に定める構造及び設備について審議する機関であり、報告書の内容は規則の構造及び設備に関するものではないと判断するが、委員のご意見はいかがか。

**【質 疑】**

A委員:議長の考えに異議はないが、市有地であるがけ地の崩落を防ぐ工事を北海道が行う理由はなにか。

事務局:がけ地の崩落危険区域については北海道が指定しており、その関係から崩落防止の工事を北海道が行っている状況である。

会 長:その他、質疑や意見がなければ次に進む。

**【異議なし】**

7 規則第2条(構造及び設備の基準)について

(イ) 第1号(玄関)、第2号(フロント等)、第3号(食堂等)、第4号(会議室等)について

○事務局より、資料3を使用し、規則の条項(第1号から第4号まで)について説明。

会 長:規則第2条第1号(玄関)について、要件を満たすものとして取り扱うことでよいか。

**【異議なし】**

会 長:規則第2条第2号(フロント等)について、要件を満たすものとして取り扱うことでよいか。

**【異議なし】**

会 長:規則第2条第3号(食堂等)について、要件を満たすものとして取り扱うことでよいか。

**【異議なし】**

会 長:規則第2条第4号(会議室等)について、要件を満たすものとして取り扱うことでよいか。

**【異議なし】**

会 長:規則第1号、第2号、第3号、第4号について、要件を満たすものとして取り扱うことでよいか。

**【異議なし】**

(ロ) 第5号(直接客室に連絡する出入口)、第6号(駐車場)、第7号(1人部屋)、第8号(共同用便所) 第9号(外観)、第10号(精算に係る手続き)について  
○事務局より、資料3を使用し、規則の条項(第5号から第10号まで)について説明。

会 長：規則第2条第5(直接客室に連絡する出入口)と第10号(精算に係る手続き)について

**【質 疑】**

A委員：1階平面図をみると、ロビーを通らず2階の客室に行けるのではないか。

事務局：この条項は駐車場からの動線についての規定であるが、エレベーターのほか、人の専用に供する共用廊下や階段等を経由しなければ客室に行けないため、本規定に合致していると考えている。

会 長：規則第2条第5(直接客室に連絡する出入口)と第10号(精算に係る手続き)について、要件を満たすものとして取り扱うことでよいか。

**【異議なし】**

会 長：規則第2条第6号(駐車場)について

**【質 疑】**

B委員：駐車場の雪対策について、がけに雪を落とすことはないか。

事務局：雪や雨水については、崩落の原因となるような処理計画はしないよう市から設計者に対し申し入れを行っている。

会 長：規則第2条第6号(駐車場)について、要件を満たすものとして取り扱うことでよいか。

**【異議なし】**

会 長：規則第2条第7号(1人部屋)について

**【質 疑】**

A委員：客室3と客室4の間にドアがあるが繋げて利用できるのか。

事務局：普段は2室となっているが、コネクティングルームとして、2室を1室として利用できるように計画しているとのこと。仮に2室を1室としてカウントしても全6室の内1人部屋が3室あり規定に合致している。

会 長：規則第2条第7号(1人部屋)について、要件を満たすものとして取り扱うことでよいか。

**【異議なし】**

会 長：規則第2条第8号(共同用便所)について、要件を満たすものとして取り扱うことでよいか。

**【異議なし】**

会 長：規則第2条第9号（外観）について、要件を満たすものとして取り扱うこと  
でよいか。

【異議なし】

会 長：規則第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号について、要件  
を満たすものとして取り扱うことよいか。

【異議なし】

8 審議会の意見書について

会 長：議事（5）の内容を踏まえ、審議会としての意見を取りまとめる。審議の  
結果、特定ホテルに該当しないと判断し、市長宛て意見書を提出すること  
でよいか。

【異議なし】

9 閉 会

○今回いただいた意見を踏まえ判定し、結果を申請者に対して通知する旨を説明。ま  
た、審議委員改選時期のため、関係団体等に推薦をお願いすることを報告し、閉会。